

## 芦屋町巡回バス時刻表 ② 東コース

	バス停	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	昼休み	第6便	第7便
1	芦屋町役場前	8:10	9:10	10:10	11:10	12:10		14:10	15:10
2	中央公民館前	8:11	9:11	10:11	11:11	12:11		14:11	15:11
3	町民会館前	8:12	9:12	10:12	11:12	12:12		14:12	15:12
4	自衛隊前	8:13	9:13	10:13	11:13	12:13		14:13	15:13
5	正門通	8:14	9:14	10:14	11:14	12:14		14:14	15:14
6	祇園崎	8:15	9:15	10:15	11:15	12:15		14:15	15:15
7	向田営業所	8:22	9:22	10:22	11:22	12:22		14:22	15:22
8	江川台中央公園前	8:26	9:26	10:26	11:26	12:26		14:26	15:26
9	江川台	8:28	9:28	10:28	11:28	12:28		14:28	15:28
10	江川台下	8:29	9:29	10:29	11:29	12:29		14:29	15:29
11	後水	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30		14:30	15:30
12	芝ノ元	8:31	9:31	10:31	11:31	12:31		14:31	15:31
13	芦屋総合体育館前	8:32	9:32	10:32	11:32	12:32		14:32	15:32
14	芦屋中央病院玄関前	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35		14:35	15:35
15	芦屋中央病院下	8:36	9:36	10:36	11:36	12:36		14:36	15:36
16	芦屋総合体育館前	8:37	9:37	10:37	11:37	12:37		14:37	15:37
17	芝ノ元	8:39	9:39	10:39	11:39	12:39		14:39	15:39
18	後水	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40		14:40	15:40
19	江川台中央公園前	8:42	9:42	10:42	11:42	12:42		14:42	15:42
20	江川台	8:44	9:44	10:44	11:44	12:44		14:44	15:44
21	江川台下	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45		14:45	15:45
22	向田営業所	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48		14:48	15:48
23	祇園崎	8:53	9:53	10:53	11:53	12:53		14:53	15:53
24	正門通	8:54	9:54	10:54	11:54	12:54		14:54	15:54
25	自衛隊前	8:56	9:56	10:56	11:56	12:56		14:56	15:56
26	町民会館前	8:58	9:58	10:58	11:58	12:58		14:58	15:58
27	中央公民館前	8:59	9:59	10:59	11:59	12:59		14:59	15:59
28	芦屋町役場前	9:00着	10:00着	11:00着	12:00着	13:00着		15:00着	16:00着



## 芦屋町巡回バス時刻表 ③ 南コース

	バス停	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	昼休み	第6便	第7便
1	芦屋町役場前	8:10	9:10	10:10	11:10	12:10		14:10	15:10
2	芦屋海浜公園入口	8:13	9:13	10:13	11:13	12:13		14:13	15:13
3	芦屋小学校前	8:14	9:14	10:14	11:14	12:14		14:14	15:14
4	正門町公民館前	8:16	9:16	10:16	11:16	12:16		14:16	15:16
5	自衛隊前	8:18	9:18	10:18	11:18	12:18		14:18	15:18
6	高浜公民館前	8:19	9:19	10:19	11:19	12:19		14:19	15:19
7	鶴松荘前	8:21	9:21	10:21	11:21	12:21		14:21	15:21
8	芦屋東公民館前	8:24	9:24	10:24	11:24	12:24		14:24	15:24
9	浜口公民館前	8:25	9:25	10:25	11:25	12:25		14:25	15:25
10	浜口	8:27	9:27	10:27	11:27	12:27		14:27	15:27
11	下ノ辻	8:31	9:31	10:31	11:31	12:31		14:31	15:31
12	大城公民館前	8:33	9:33	10:33	11:33	12:33		14:33	15:33
13	聖原	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35		14:35	15:35
14	サヤノ前	8:36	9:36	10:36	11:36	12:36		14:36	15:36
15	第二サヤノ前	8:37	9:37	10:37	11:37	12:37		14:37	15:37
16	第二粟屋	8:39	9:39	10:39	11:39	12:39		14:39	15:39
17	粟屋	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41		14:41	15:41
18	粟屋入口	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41		14:41	15:41
19	大城	8:42	9:42	10:42	11:42	12:42		14:42	15:42
20	飛行場下	8:42	9:42	10:42	11:42	12:42		14:42	15:42
21	浜口	8:43	9:43	10:43	11:43	12:43		14:43	15:43
22	浜口公民館前	8:44	9:44	10:44	11:44	12:44		14:44	15:44
23	芦屋東公民館前	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46		14:46	15:46
24	高浜公民館前	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48		14:48	15:48
25	鶴松荘前	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49		14:49	15:49
26	自衛隊前	8:53	9:53	10:53	11:53	12:53		14:53	15:53
27	正門町公民館前	8:54	9:54	10:54	11:54	12:54		14:54	15:54
28	芦屋海浜公園入口	8:56	9:56	10:56	11:56	12:56		14:56	15:56
29	芦屋小学校前	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57		14:57	15:57
30	芦屋町役場前	9:00着	10:00着	11:00着	12:00着	13:00着		15:00着	16:00着



# 私たちの手で支えあいの地域をつくる

▷高齢者支援係（☎223局3536）

## 地域の中での支え合い ～愛の福祉ネットワークの活動をとおして～

### ●愛の福祉ネットワークの活動

住民同士が支えあう地域づくりの一つとして、社会福祉協議会が行っている愛の福祉ネットワークがあります。現在、9つの自治区（大城、浜口、東町、船頭町、白浜町、三軒屋、はまゆう、大君、江川台）で活動し、4つの目標を掲げています。

#### 1 地域を知る

少子高齢化や核家族化が進み、芦屋町でも高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加したり、ライフスタイルや価値観の変化により、近所付き合いも少なくなったりしています。このため、住んでいる地域にどのような人が住んでいるのか知るために、「地域支え合いマップ」の作成をとおして、地域の実情を把握することから始まります。

#### 2 地域の人とつながる

「見守り」や「助け合い」を行うには、まず、住民同士が顔見知りになることから始まります。花見や七夕などの季節感のある事業やサロン活動をとおして定期的に人の集まる場を増やし、互いに顔の見える関係をつくります。



#### 3 地域の人を見守る

普段とは違うちょっとした変化に気付くことで、命を救うことができたり、専門職による早期対応に結び付けたりします。異変に気付いたときや「助けて」の相談を受けたときは、役場福祉課や担当地区の民生委員に連絡します。

##### ★気付きのポイント

- 郵便受けに郵便や新聞がたまっている
- 昼間や夜中に、電気やテレビがついたまま
- 雨戸が締まりっぱなしになっている
- 夜になっても洗濯物が干しっぱなしになっている
- 話がかみあわない、同じ話を何回もする
- 髪や服装が乱れている

#### 4 互いに助け合う

地域の中での関係づくりが進むと、困りごとの相談を受けることもあります。ちょっとした困りごと（高齢者のごみ出し、ステーションまで運ぶなど）で、できることがあれば、近所同士で助け合います。

このように、顔が見える関係ができてから、助け合いや支え合いが取り組まれていきます。ただし、地域の中で、解決しきれない問題もたくさんあります。そうしたときは、地域の人や相談先につないだり、自分で助けを求めたりしましょう。

※見守ったり、助け合ったりすることは、愛の福祉ネットワークがない自治区でも、近所、向こう三軒両隣でも可能です。できるところから始めてみましょう。

### ●自分や家族、地域で解決できないときは「助けて」を言うことが大切です

困ったときは、行政や社会福祉協議会などに相談することで、介護保険のサービスを利用したり、ほかの相談先に行政からつなぐこともできます。また、公的なサービスだけでは補えない場合は、高齢者や障がい者の日常のちょっとした困りごとをサポートする「あしや助けあい・支えあいの会（あしたの会）」があります。困ったことがあれば、勇気を出して「助けて」と近所や知人、関係相談先に相談してみましょう。

#### ▷相談先

- 担当の民生委員・児童委員
- 福祉課高齢者支援係（☎223局3536）、地域包括支援センター（☎223局3581）
- 社会福祉協議会・あしたの会（☎222局2866）